

地域指定等の状況

(平成23年4月1日)

市町村名	1 1特豪	2 2過疎	3 3山村	4 4離島	5 5辺地	6 6低工	7 7農工	8 8電源	9 9リゾート	10 10水源	11 11拠点都市	12 12特定農山村	13 13企業立地促進法
山形市			○			○			○				○
米沢市	○		○		○	○	○				○	○	○
鶴岡市	○	○(みなし)	○		○		○	○	○		○	△	○
酒田市	○	○(一部)	○	○	○		○	○			○	△	○
新庄市	○				○	○	○						○
寒河江市			○		○	○	○		○			△	○
上山市	○		○		○	○			○			△	○
村山市	○	○			○	○	○						○
長井市	○				○	○	○	○			○	△	○
天童市			○			○	○		○			△	○
東根市			○		○	○	○		○			△	○
尾花沢市	○	○	○		○	○	○	○				△	○
南陽市	○		○			○	○				○	△	○
山辺町					○	○			○			△	○
中山町						○	○		○				○
河北町						○	○		○				○
西川町	○	○	○		○		○	○	○	○		○	
朝日町	○	○	○		○		○	○				△	○
大江町	○	○	○		○	○	○		○			○	○
大石田町	○	○			○	○							
金山町	○		○		○							○	
最上町	○	○	○		○			○				○	
舟形町	○	○	○		○	○	○					△	
真室川町	○	○	○		○		○	○				○	
大蔵村	○	○	○		○			○				○	
鮭川村	○	○	○		○							△	
戸沢村	○	○	○		○							○	
高島町	○		○		○	○	○				○	△	○
川西町	○	○	○		○						○	△	○
小国町	○	○	○		○			○		○	○	○	
白鷹町	○	○	○		○		○	○			○	△	○
飯豊町	○	○	○		○		○	○			○	○	
三川町							○	○			○		○
庄内町	○	○	○		○		○	○			○	△	○
遊佐町		○			○		○	○			○		○
県計	26	20	26	1	29	18	24	15	11	2	13	27	24

1 「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく特別豪雪地帯の指定
(補助率引き上げ、豪雪対策事業債等)

※ 県内全市町村が、同法に基づく豪雪地帯(寒冷補正等)

2 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく指定
(補助率引き上げ、過疎対策事業債等)

※ 酒田市については、旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域

3 「山村振興法」に基づく指定(補助率引き上げ等)

※ 旧町村単位の指定

4 「離島振興法」に基づく指定(補助率引き上げ等)

※ 酒田市飛島

5 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく辺地を有する市町村
(辺地対策事業債)

6 「低開発地域工業開発促進法」に基づく指定

7 「農村地域工業等導入促進法」に基づく指定

8 「発電用施設周辺地域整備法」に基づく指定

9 「総合保養地域整備法」に基づく指定

10 「水源地域対策特別措置法」に基づく指定

11 「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく指定(地方債の特例等)

12 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく指定

※ △は、一部指定

13 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく指定(課税特例等)